

知的財産権訴訟を支える 頼れる専門家

～専門委員へのインタビュー～

知

知的財産(権)という言葉を目にする機会が増えたと思いませんか？

知的財産とは、高度な技術や実用的・創作的なアイデアのことで、テレビをはじめとする家電製品や医薬品など、私たちの生活のあらゆる場面に数多く活用されています。

私たちに身近な技術を含め、知的財産に関する訴訟では、化学、電気、機械など幅広い分野における先端的で高度な専門的技術が問題となる場合が少なくありません。そこで、こうした

訴訟を含めた民事裁判においては、専門委員という制度が設けられています。専門委員は、公平、中立なアドバイザーとしての立場から、裁判官や訴訟関係者の理解を深めるため、専門的技術についての説明を行い、審理の充実に重要な役割を果たしています。

知的財産権関係の専門委員には、各分野の第一線で活躍する研究者や弁理士など200名以上が任命されており、今後さらに、全国の裁判所における活躍が期待されます。

今回、知的財産権関係の専門委員に、どのように事件に関与しているかなどについて、お話を伺いましたのでご紹介します。また、知的財産高等裁判所ウェブサイト (<http://www.ip.courts.go.jp/>) においても、専門委員制度について紹介していますので、併せてご覧ください。

主な知的財産

特許権	高度な発明
実用新案権	物品の形状等に係る考案(小発明)
意匠権	デザイン
商標権	商品等のマーク
著作権	文芸, 美術, 音楽等
不正競争防止法	にせもの防止等

伊
藤

た
か
し
卓



工学博士
横浜国立大学名誉教授

● 専門分野、研究分野及び専門委員になったきっかけは？

【伊藤】

私は、高分子に関する研究から化学の世界に入りましたが、後に有機合成化学、有機金属化学を専門とするようになりました。

専門委員になったのは、平成16年に専門委員制度が始まる際、所属学会を通じて専門委員就任の打診があったことがきっかけです。

【小関】

私の場合は、特定の事件について専門委員としての関与依頼を受けたことがきっかけです。

私は、画像材料学、具体的に言えば、写真や印刷など光で画像を作る材料に関する研究が専門です。現在は、ブルーレイに続く大容量の情報を扱う技術として期待されているホログラフィックメモリの材料などについても研究しています。

● 専門委員として事件に関与して感じたことは？

【伊藤】

専門委員の説明は、裁判官や訴訟関係者の理解を深めるためのものとして位置付けられていますが、担当する事件で科学的・技術的事項について説明したり、質問に答えることで目的を達成できていると感じています。その際、裁判手続についての知識があると、より充実した事件関与ができるのではないかと思います。

専門委員として事件に関与すると、研究者として研究しているだけでは経験できないことも多く経験でき、貴重な機会が得られたと感じています。

【小関】

関与した事件が自分の専門分野である場合には、具体的な分かりやすい説明をすることができ、自分の専門知識を活かしていると思います。関与した事件が自分の専門分野の周辺分野であっても、接点を見だし、自分の専門知識を活かした発言をするようにしており、裁判に役立っていると感じています。

● 事件に関与するに当たって専門委員として心がけていることは？

【小関】

専門委員は、公平、中立な裁判所のアドバイザー的立場で事件に関与するため、一方当事者の主張に迎合していると受け止められることがないように説明をするように心がけています。

専門委員が事件に関与することで、裁判をより充実させることができると考えています。

【伊藤】

専門分野に携わる人間として、裁判官や訴訟関係者の正しい理解を助けるようにしています。私がいつも心がけているのは、科学・技術の専門家としての説明の域を逸脱しないこと、説明の際には、現在の技術に基づくのではなく、係争の対象となっている特許の出願時の技術を前提とすることです。

小
関
健
一



工学博士
千葉大学大学院
融合科学研究科准教授